



愛知県教育委員会委員長 殿

2015. 7. 23

井 上 満

県教委事務局各課、各グループ等に係る時間外勤務手当予算額の明示を求めるとともに、今日まで明示してこなかった関係職員の処分を求める請願

1. 請願の趣旨

- (1) 県教委は、知事（部局）同様、『時間外勤務の縮減に関する基本方針』を定め、関係職員に対し、以下のような対応を求めている。

4 時間外勤務の状況等の把握

所属長は、「時間外勤務の取扱いに関する要領」に基づき、年度当初に時間外勤務縮減目標、取組の具体的な方策を定め、実際に時間外勤務を命じるグループ班長等に周知・徹底するとともに、その進捗状況を常に把握し適切な時間管理に努めること。

また、これに併せ、各班員の時間外勤務手当の時間単価を把握し、計画的な予算管理を行うこと。（下線＝引用者）

この文章は、以下のように読みとることができる。

①班長が、実質的に班員の時間外勤務を命じていること。

②班長が、班員の時間外勤務手当の「時間単価」を把握していること。

（課長が、何十人もの課員の「時間単価」を把握すること自体無理である。）

③その上で、班長が「班に示された予算額」に基づき、「計画的な予算管理」を行うこと。

④つまり、県教委全体はもとより、「各課、各班に示された予算額」は存在し、実質的に時間外勤務を命じている班長による「計画的な予算管理」が行なわれていると考えられる。

- (2) ところが、請願者が、県教委に対し、当該行政文書を開示請求したところ、「不存在」との決定を受けた。

県教委は、「予算額は明示していないが、各課、各グループに年間時間数を示しており、結果として『時間外勤務手当の平均単価』を考慮すれば、予算額を明示、管理している場合と同じ」旨、説明した。しかし、時間外勤務手当は、職員の給与を前提に算出され、また、深夜、休日等々、その時間帯によっても異なるから、「平均単価」が、どの程度の意味を持つのか、大いに疑問である。

- (3) 他方、県教委は、請願者の疑問に答え、平成27年7月21日付「回答」にお

いて、「しかしながら、ご指摘のとおり、各所属において『各班員の時間外勤務手当の時間単価を把握し、計画的な予算管理を行う』ためには、所属ごとの予算額を示すことが必要であるため、今後は、各所属へ予算額を示すよう改善していく。」と、回答した。

- (4) 知事部局は別紙1のように、「超過勤務手当予算内示額」を開示した。
- (5) 県教委は、時間外勤務手当の予算額内示等、あえて知事部局と異なる方式を採る必要は無いし、ましてや、(知事部局の決定を受けて、とは言え)自ら定めた上記『時間外勤務の縮減に関する基本方針』を逸脱することは許されない。
(県教委は、予算額を示すより、時間数を示す方に行政上の合理性があると考えらるならば、知事部局にその旨進言すればよかったのである。)
- (6) 上記『基本方針』を、事務局、教育事務所等々に勤務する職員(数百人?)は、皆知らなかったのか。そんなことはあるまい。認識していたが、誰も指摘しなかった、或いは指摘した職員がいたが、改善に結びつかなかった——そこが組織の劣化であり、県民として看過できない。

2. 請願項目

- (1) 今年度分の「各所属の予算額」を県民に明示すること。
- (2) 今日まで、予算額を明示してこなかった(『基本方針』を逸脱してきた)点について、関係者を処分すること。

(以上)

平成 27 年 4 月 23 日

人事課 調整・電算グループ班長 殿

総務課予算・企画グループ班長

超過勤務手当予算について (通知)

時間外勤務の縮減については、平成 27 年 4 月 15 日付け 27 人第 26 号総務部長通知により取り組んでいただいているところですが、このたび、貴課における平成 27 年度予算内示額について下記のとおりとしますので、適切な執行に努めてください。

記

平成 27 年度超過勤務手当予算内示額

42,551 千円

【 人事課 】

※ 算出根拠

$$\begin{array}{c} 41,132,000 \text{ 円} \times \frac{(30 \text{ 人} / 29 \text{ 人})}{1} \times 1.0 \\ \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \qquad \qquad \qquad \uparrow \\ \text{(平成 26 年度当初内示額)} \qquad \qquad \text{(縮減率)} \\ \text{(平成 27 年度対象人員 / 平成 26 年度対象人員)} \end{array}$$

担当 予算・企画グループ (佐藤・奥平)

内線 2031・2035